

平成29年7月大山町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年7月20日（木）午前9時23分から午前11時58分まで
2 開催場所 保健福祉センターなわ
3 出席委員 (12人)

[仮議席]

委員	1番	江原 宏昭	8番	高塚 光春
	2番	遠藤 幸子	9番	高虫 秀樹
	4番	尾古 礼隆	11番	田中 好道
	5番	川上 英章	12番	日野 浩一
	6番	岸本 耕二	14番	山下 一郎
	7番	小谷 恵	15番	米澤 誠一

[本議席]

会長	15番	米澤 誠一		
委員	1番	高塚 光春	10番	川上 英章
	2番	小谷 恵	11番	江原 宏昭
	6番	高虫 秀樹	12番	遠藤 幸子
	7番	尾古 礼隆	13番	山下 一郎
	8番	日野 浩一	14番	岸本 耕二
	9番	田中 好道		

- 4 欠席委員 (3人)

[仮議席]

委員	3番	岡田 龍男
	10番	田中 喬
	13番	前田 繁昌

[本議席]

委員	3番	前田 繁昌
	4番	田中 喬
	5番	岡田 龍男

- 5 議事録署名委員の決定 (11(仮1)番 江原 宏昭、12(仮2)番 遠藤 幸子)

- 6 議事日程

- 議案第1号 会長の互選について
議案第2号 会長職務代理者の互選について
議案第3号 議席の決定について
議案第4号 鳥取県農業会議委員の指名について
議案第5号 農地利用最適化推進委員の選任について

7 その他

- (1) 農地部会、農政部会の委員並びに部長・副部長の選出について
- (2) 各地区担い手育成担当の選出について
- (3) 農業委員会だよりの編集委員並びに委員長・副委員長の選出について
- (4) 各地区農業者年金加入推進部長の選出について
- (5) 各地区代表者の選出について
- (6) 定例農業委員会の開催日等について
- (7) 定例会前現地確認について
- (8) その他

8 農業委員会事務局職員

事務局長 田中延明

局長補佐 山下佳恵

事務補助員 山根江利子

9 会議の概要

事務局 只今から、大山町の農業委員会の初総会を開会をしてまいりたいと思います。 「農業委員会等に関する法律第27条第1項」にございますが「農業委員会の改選後の最初の総会は町長が招集する」ということになっております。会長が決まりましたら、それ以降の定例会は会長が招集するということになりますが、最初の総会は町長が招集するということですので、町長の開会のご挨拶から始めてまいりたいと思います。町長さん、よろしくお願ひします。

町長 皆さん、改めましておはようございます。只今、ご紹介いただきました大山町長の竹口大紀です。

皆様方に於かれましては、日頃より多方面で大山町の地域づくりにご尽力賜りまして本当にありがとうございます。

この新しく任命されました農業委員の皆様方は、農業委員会の制度発足以来、60年ぶりの農業委員会法の改正で任命された委員さんです。この平成28年4月に農業委員会法が施行されまして、初の改選後の農業委員さんには新たに中立委員さんですか、年齢層・男女比率の努力義務があつたり、それから農地利用最適化推進委員さんというものが新設されたりと大幅な制度変更となっております。これは、遊休農地の発生防止ですか、農地利用の担い手への集約化、それから新規参入の促進などの目的のために制度が新たにされております。

大山町も約4,000ヘクタールの農地があります。これは県下の市町村で鳥取市に次いで二番目に多い農業地域でございます。農業委員の皆様方には、これから3年間の長い任期の中で農地利用の最適化にご尽力いただきますとともに、大山町の農業の発展のためにご尽力賜りますようにお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

(拍手)

事務局 ありがとうございました。そういたしますと、今回初総会でございます。改めまして農業委員さん、それぞれから仮1番の方から順番に自己紹介をお願いをしたいと思います。

(委員、事務局の自己紹介)

事務局 続きまして、仮議長の選出ということに入らせていただきたいと思います。

仮議長の選出につきましては、地方自治法の第107条、これを準用いたしまして、最年長の委員さんを仮議長に選出することとなっております。先程、年齢とかの紹介もございましたが、同じ歳の委員さんも何名かいらっしゃいますが、仮6番の委員さんが最年長ということでございますので、仮6番委員さんに仮議長をお願いをしたいと思います。

それでは仮6番委員さん、議長席のほうへお願いをいたします。

仮議長 最年長ということで嬉しいやら悲しいやらでございますが、仕方ない、そ

なつとるようでございまして、私が仮議長ということで進めてまいりたいと思
いますので、皆さんの協力をよろしくお願ひしたいと思います。

仮議長

それでは総会成立宣言ということで、進行いたします。

本日の総会には15名の委員のうち、3名から欠席届が提出されています。
只今の出席人数は12名です。従って「大山町農業委員会会議規則第5条」の
規定により過半数の出席を満たしておりますので、本日の総会が成立すること
を宣言いたします。

次に議事録署名委員の決定に移ります。

議事録署名委員は「会議規則第27条」の規定により議長の指名又は互選に
より2名選出することになっておりますが、議長が指名することとしてよろし
いでございましょうか。

(異議なしの声あり)

はい。では、異議がないようでございますので、最初に選出方法等について
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、失礼いたします。例年、議席順で仮1番の委員さんと仮2番の委員さ
んを議事録署名委員さん、というのが通例でございます。このへんによろしい
かお諮りいたします。

仮議長

只今、事務局から選出方法等について説明がありましたが、それでよろしい
でしょうか、皆さん。

(はい、との声あり)

町長は所要により退席されます。なお、夕方から予定しております交流会に
は出席いただけすると伺っておりますので、その折に交流を深めて頂きたいと思
います。ありがとうございました。

(町長、退室)

それでは6の議題に移ります。

議案第1号の「会長の互選について」議題といたします。最初に選出方法に
ついて、事務局の説明をお願いします。よろしくお願ひします。

事務局

はい、失礼します。座って説明をさせていただきます。

会長の互選につきましては、大山町農業委員会規則第2条第1項というとこ
ろにございます。「会長及び会長職務代理者の互選は、委員の無記名投票で行い、
有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。」ということになっておりま
す。また、同条の2項に於きましては、「委員中に異議がないときは、指名推薦
の方法を用いることができる。」というふうに規定されております。従って、委
員全員の皆さんによる無記名投票の選挙によって選考するという方法が一般的
な方法ということになります。また、選挙を行う場合は、事前に立候補者を募
り、候補者を限定して選挙する方法、それから立候補によらず委員全員を対象
として選挙をする方法などもございます。ただ、この場合につきましては、本
人の意志に関係なく選出されることが想定されるということでございまして、

これまでの選出方法を申し上げますと、立候補により職務に意欲を示した方の中から選出する方法というのが毎回採られているところでございます。なお、立候補者が1名だった場合は無投票当選ということになるということになります。

仮議長 はい。只今、事務局から選出方法について説明がありました。いくつかの方法があるようですが、事前に立候補者を募り、会長職に意欲を示された方を立候補者と定め、選挙により選出する方法がこれまでの通例だということです。

最初に、会長の選出方法についてお諮りいたします。従前の例にならい、委員の中から立候補者を募り、選挙によって選出する方法を探りたいと考えますが、皆さんのご意見ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

いいですか、この方法で。

仮14番委員 議長。

仮議長 はい。

仮14番委員 14番です。

仮議長 はい。

仮14番委員 今まで選挙による、立候補されてという形での選任の農業委員さんでしたけども、今回からは町長が指名された委員さんということで、これまでとはちょっと勝手が違うかと思いますし、そういった中で、先程提案があった立候補という方がたくさんおられて、それはそれでいいんでしょうけども、推薦という形で選考委員さんみたいな形で選出をして頂いた中で、選考委員さんが選出した方を投票するだとか、そういった方法もあるかと思いますし、立候補でいくのか、選任という形で推薦みたいな形を探ってもいいのかな、というような方法もあろうかと思いますので、加えて検討していただけたらと思いますので、どうでしょうか。

仮議長 はい。では、皆さんの意見を諮ってもらって・・

仮12番委員 はい。12番です。

仮議長 はい。

仮12番委員 今の意見とよく似ているところもあると思うんですけども、なんせ新任の人がですね、かなり多くて、私らもいきなりその委員長を選べと言われても、推薦されてからは、もう中々反対する勇気もないし、解らないままにそうなってしまったんでは折角なんか委員長になられた方も不本意じゃないかという気もせんでもないと思います。選出方法について、どうっていいですか、無記名でということで書いてあるんですが、規則では。一旦、無記名で選出をしてですね、何人か選出してその中で意思を確かめたうえで、もう一度改めて決戦投票っていうんですか、そういう形をとられたらどうでしょう。

仮議長 今、お二人の意見がございましたが、従前のとおりのことがこれに書いてありますて、だいたいこれまでそういうやり方で立候補ということでやつりますが、どうですか皆さん。

- 事務局 議長、よろしいですか。
- 仮議長 はい。
- 事務局 事務局から少し説明させていただきます。先程ですね、会長の選出方法、これは農業委員会の会則によって定められております。で、この方法しか採れないということでございますが、その中に、先程も申しましたように無記名投票で行い、最多数の投票を得た方が会長になるという方法と、それから皆さんで審議いただいて別の方法でということであれば、その時も限られております、指名推薦の方法を用いることができると。ですので、投票による選出か委員さんの合意のうえでの指名推薦というものしか、この農業委員会の会則の中では選出の方法が定められていないということでございます。従いまして、選挙によらない場合も可能でございます。先程、仮14番委員さんの方からありましたように、どなたかを指名すると、どなたかが発起人になるなり、先程ありましたような選考委員さんを選出して、その中で、この方はどうだろうかということで選考された方、この方を推薦して再度その選考委員会から提案をされて、その方を会長にするかどうかをお諮りになるというような方法、この方法しかないということでございます。
- 仮議長 はい。先程ありましたが大山町の農業町、本当に広い面積の農地があって、やっぱし一番大事なことは、会長になって意欲を持って手を挙げてもらいたいというのがまず最初にありますので、どうですか事務局。最初は立候補ちゅうことではいけんですか。
- 事務局 その辺りで先程、色々な方からご意見があつたわけですが、ご協議されたと思いますが。
- 仮議長 まず最初に私が思うには、意欲のある方は手を挙げていただきたいなと思いますが。それで、1人ならそれですし、2人の場合は無記名投票ということだと思うですが。
- 仮4番委員 議長。
- 仮議長 はい。4番さん。
- 仮4番委員 先程、議長が説明されたように、最初に立候補でやる気がある人があれば、まあ、複数になるかもしれません、その中で選ばれたらと思いますが。
- 仮議長 皆さん、今の4番さんの意見はどうでしょうか。反対意見がありますでしょうか。立候補していただきたいと思いますが。いかがでしょうか。
- 仮14番委員 議長、14番。
- 仮議長 はい。
- 仮14番委員 私が提案した部分は、立候補がなかったら、推薦を探るという第2番手ということでの提案ですね。
- 仮議長 解りました。
- 仮14番委員 はい。
- 仮議長 とりあえず意欲のある方、会長になって仕事をバリバリやりますという人は手を挙げていただくことを期待します。その辺をよろしくお願ひしたいと思い

ますが、皆さん、それでいいですか。

(はい、との声あり)

事務局、ええですか、それで。

事務局 はい。少し改めて説明をさせていただきます。

そういたしますと今、選出する方法が決まりました。立候補された方をこの中で同意するかしないかということで、改めて審議いただくということでございますが、その前に先程の新しい委員さんもたくさんいらっしゃるということでございますので、会長の仕事というのはどういうものなのかということを少しご説明をしてから、それも踏まえた上で立候補をしていただきたいと思います。その資料をですね、事務局が把握しております各種団体や協議会、こういうのの充て職というのもございますので、資料をお配りしておりますので④というのをご覧いただきたいと思います。右肩に④と書いてある資料で横版のものですが、ございますでしょうか。

農業委員会の会長の職務にはですね、農業委員会という独立した権限を持つ組織でございます。これの意思決定権を持つ組織でございますが、これの大山町の農業委員会の代表というのは勿論でございますが、その業務に責任を持つというのは当然でございますが、町内あるいは町外の様々な場面で組織を代表した意見や発言・判断などが求められます。資料④にお示ししておりますような充て職といわれるものがたくさんございます。少しご紹介いたしますと、農業委員会の上部団体、鳥取県農業会議というのがございますが、そこの会議委員、委員さんになるというのが通例でございますし、この農業会議の常設審議会の委員さんになって、県内全般の色んな転用事案や色んな農業情勢等も含めた審査をしたり会議に出席して意見を述べていただくような場面がございます。それから、県内の農業委員会の会長さんが集まった会長協議会、この会議にも出席をいただく必要もございます。それから西部地区の農業委員会の中で西部地区農業委員会会长協議会というのが組織されております。これも会員となって出席をいただくというようなこと、あるいは農業改良普及所の評価点検検討会の評価委員さんという充て職もございます。それから町の主に農林水産課関係でございますが、色んな認定審査会や農林水産振興審議会という大きな町内全般の農業の振興を協議する大きな組織でございますが、今現在は農業委員会の会長ですが、現在、会長であるということでございます。それから農業再生協議会というのがございまして、ここにおいてはその年の副会長ということにもなっております。それから営農協議会というのもございまして、こういう部分にも顔を出していただくと。それから先程、認定農業者の話もありました。認定農業者の認定審査会とか新規就農者の審査会とかそういうところの審査員というのも依頼がございます。ちなみに右から3番目の欄に代理出席の可否というのを入れております。会長になられましたら、否というのは代理出席はできないと、例えば職務代理が変わって出るとかいうことができないと、委員さんになられたら会長しか出れないというような役職でございまして、下の方の農

林水産課関係の可というところが並んでおりますが、これについては代理も可能だということで、前回の農業委員会の中では会長職が非常に負担が多いということで、代理出席が可能なところにつきましては、この後決めていただきます職務代理さんとか、あるいは農地部長・農政部長さん辺りが担当するというようなことで前回は分担されております。それから最後に書いております人権推進課の関係でございますが、町の人権・同和教育推進協議会の行政部会というところに、これは農業委員さん全員が部会員ということで、これは必然的にそうなるというような流れになっておりますので、会長と職務代理に関わらず農業委員さん、ここにいらっしゃる全員が部会員ということで、その都度案内があるということでございますので、これもご了解を願いたいと思います。こういうふうに会長職というのは、農業委員さんとしての役職も当然ございますし、会務を総括するということも当然ございます。これ以外に先程紹介したような兼職業務がございます。こういうものを含めて精力的に活動していただけるような町内外の農業・農政に明るい意欲ある委員さんでなければならないというようなことになろうかと思います。その辺りも含めて、会長職に意欲を持たれている方が立候補されるべきだというふうに考えます。以上です。

仮議長

はい。今、事務局から会長の業務はどうだという話をさせていただきましたが、非常に農業に関する会合に全部会長さんが出ないけんし、その他色々大変だと思いますが、今の説明を踏まえて、このへんで立候補を募ってもええでしょうか。

まずはこの大役を引き受けて下さる方、立候補をお願いしたいと思いますが挙手をしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

(仮15番委員、挙手)

はい。仮15番委員さんが立候補されました。

その他、ございませんでしょうか。1人だけだとあんまり早すぎて終わってしまうで。

事務局さん、今のところは1人しかございませんが。

事務局

はい。これで立候補を締め切られるということであれば、無投票当選ということになります。その節にはまずですね、会長職への意欲をですね、まずその一端を立候補者の仮15番委員さんの方から述べていただいたうえで、採決をされたらいかがかな、とは思いますがどうでしょうか。

仮議長

はい。では、立候補されました仮15番さんに今後の抱負や話を一言お願いしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

仮15番委員

はい。経験が長いから出来るっちゅうもんじやないんですが、皆さんの協力をもって出来る事から一つ一つ整理をしていくて、参加しながらですね、これまででも会長代理とかしたことなどございますので、皆さんの協力をもってやれば、農業の経験もありますんでパイプラインも持つてますんで、何とかやっていけるんじゃないかなと思ってますんでよろしくお願ひいたします。

(拍手)

仮議長 ありがとうございました。抱負を述べていただきましたが、それでは皆さんの方で意見のある方もあると思いますが、どうでしょうか、皆さん。賛同していただけますでしょうか。お諮りいたします。

(異議なし、との声あり)

では、1人でございましたので当選ということで皆さん、いいですか。

事務局 再度、諮ってもらえますか。

仮議長 では改めてですが、皆さん、賛成の方は挙手をしていただきますようにお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。

では、無投票当選ということで仮15番委員さんを会長ということで、決めさせていただきました。ありがとうございました。

(拍手)

仮4番委員 議長。

仮議長 はい。

仮4番委員 仮4番ですけども、無投票当選ということですが、全会一致でという形でされたらと思いますが。

仮議長 まあ、どっちがいいかだか知りませんけど。

仮4番委員 何とか全会一致で。

仮議長 そのへんは。事務局は。

事務局 確認しました、全会一致です。

仮議長 はい。では私の仕事はこれで終わりましたので。会長が決まりましたので、仮議長の席を退任させていただきます。新議長を新会長と交代いたしますので、どうぞよろしくお願ひします。以上です。

(拍手)

議長 ちょっと打合せをいたしますので、5分間ほどちょっと休憩をいたします。

(会議中断、協議中)

議長 時間がまいりましたので、全員集まりましたな。では、再開いたしますのでよろしくお願ひをいたします。

議案の第2号のほうに移りますので、よろしくお願ひいたします。ここからは、会長が会議の議長となり議事を進行していきます。

議案第2号の会長職務代理の互選について、を提案したいと思いますので、どういった方法ですれば良いかということで、さっきの形と同じですね。今の会長と同じような形で出来ればいきたいと思ってます。これについて、何か事務局で説明があれば。別になければ進めていきますが。事務局の方としてありますか。

事務局 先程、議長から会長の選出方法をそのまま職務代理さんの選考にも同じ手法

を取りたいという提案があったように思います。それについて議長さんの方からお諮りをいただければ。

議長 これについて規約はあるかいな。会長の場合はあったけども。

事務局 先程も会長と職務代理の選考方法について、合わせて説明をさせていただいてます。同じ手法が採れます。

議長 はい、解りました。では、会長と同じ手法ですね、やつたら良いでないかと思つたるわけですが、皆さんの意見を聞きたいですがどうでしょうか。

(賛成との声、多数あり)

では皆さん、一致ですね。そういうことで進めていくことになりましたので、立候補されます方はお願ひいたします。

(仮6番委員、挙手)

仮6番委員 はい、なら私が立候補します。

議長 仮6番さんが立候補されましたら、他にございませんでしょうか。

(沈黙)

ないようでしたら、仮6番さんということで挙手をもって賛成か反対かを諮りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全会一致ということで決まりましたので、よろしくお願ひいたします。

それでは仮6番さん、ちょっと挨拶をお願いいたします。

仮6番委員 会長の大役を私もよく知っていますが、本当に新しい会長さんも農業や梨が忙しいし、色々と仕事を持つておられます。そのへんの補佐がなんとか出来れば、と思っています。皆さん、よろしくお願ひします。

(拍手)

議長 では、続きまして議案の第3号の議席の決定について、事務局の方からよろしくお願ひします。

事務局 失礼いたします。先程、ご説明いたしましたように今の席順は「あいうえお」順の仮議席ということでございます。これを今後3年間、固定した議席を決定するということが必要でございます。この手法につきましては、まず仮議席、1番さんの方から、くじを準備しておりますので、くじを引いていただき、これは仮抽選ということでございます。最初のくじは本当の議席を決めるくじを引くための順番を決める抽選ということでございます。まず、その仮抽選をしていただき、くじの棒に番号がふってあります。その番号の若い順番の人から本当の議席を決めるくじを引いていただくと、いうようなやり方がこれまで採られております。この手法でいかがでしょうか。

(はい、との声あり)

議長 今、説明がございました。今的方式でやっていったらどうでしょうか。

(全員挙手)

はい。全員一致でございますので進めさせていただきます。

(仮抽選、本抽選)

～議席順の朗読～
(席移動)

- 議長 それでは議事を進行させていただきます。
- 議案の第4号について上程いたします。鳥取県農業会議委員の指名について、を議題といたします。事務局の方から説明していただきますのでよろしくお願ひします。
- 事務局 はい、議案の第4号です。鳥取県農業会議、農業委員会の上部団体でございますが、これの委員の指名ということでございますが、県内の市町村農業委員会の上部組織でございます農業会議におきましては、この委員の選出について、農業会議の会議規則によりまして、「会議委員は農業委員会の会長とする。ただし、当該会長が農業委員会の意見を聴いて、委員のうち会議の委員となるべき者一人を指名するときはその者とする。」ということになっておりまして、要は、基本的には会長が委員になるということでございますが、この大山町の農業委員会の中で会長以外の方をこの人だと決めて選出するということも出来るということになっております。ただ、これまで県内全ての市町村におきまして会長が農業会議の委員となって職務を遂行されているというのが通例でございまして、ただし書きによる選任の例はないというふうには伺っております。以上です。
- 議長 事務局の説明がございましたがですね、一つの案として会長が兼務すると、それともこの会から改めて選出するということについてですが、どっちを選ぶかについて、会長が兼務するという方については挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 全員一致で、満場一致ということで、会長が委員を務めるということでよろしくお願いします。そういう形で進めさせていただきます。
- 議長 議案第5号の、農地流動化推進委員の選任について・・
- 事務局 違います。
- 議長 きちんと読まないといけないということですので、皆さん、きちんと名前を覚えて下さい。この名前が適正な名前でございますので、これまでが流動推進委員なんて言ってましたが、きちんと覚えていただきますよう、会長もきちんと覚えますのでよろしくお願いします。それでは説明をよろしくお願いします。
- 事務局 はい。お手元の資料の②というのをご覧いただきたいと思います。
- 農地利用最適化推進委員候補者名簿ということで、お手元にお配りをしております。一枚目が各地区毎の委員の候補者の一覧表、それからその委員さんが応募に応じられた際のものをまとめたものでございます。今回、農業委員会法の改正によりまして、新たな役職であります農地利用最適化推進委員という役職が新たに設置されました。これは設置が義務付けられております。この推進委員さんにつきましては、主に地域の中での現場活動、これを中心とした活動

を行っていただいて、農業委員会のこの総会等におきまして、現場の状況やあるいは農政などへの意見を述べていただく、農業委員と共に農業委員会の業務を遂行していく大きな役割を担った役職でございます。但し、この総会での審議案件についての議決権、決定権はないというような立場になっております。

この推進委員の選出につきましては、農業委員会、これが公募をいたしております。この新制度で組織された新しい農業委員会、この農業委員会がそうですが、この農業委員会の総会に諮って審議をして決定して会長が委嘱をするというような流れになっております。

本町におきましては、推進委員の定数を15人というふうに定めております。現場を中心とした活動ということでございますので、この15人を中山・名和・大山の3地区に分けて、地区毎に定数を5名ずつとして公募を致しております。結果3地区とも、それぞれ5名の応募がございました。定数と同数の15名が候補者となっているということでございます。応募された15名に関しましては推進委員になることができる法的な資格要件、これは既に事務局の方で確認済でございます。従いまして、ここで審査していただきますことは、15名のそれぞれの方が地域での現場活動などの農業委員会活動に適した方であるかどうか、大山町の農業委員会の一員としてふさわしい方であるかどうかということをこの場で審議をしていただくというようなことになります。審議決定の方法、これにつきましては、一人一人ずつ審議決定していくという方法と、15人を一括して審議決定する方法があろうかと思いますが、この審議方法を含めてご協議をいただきたいと思います。

議長

事務局の説明がございました。一人一人したほうがいいのか、それとも一括してですね、やったほうがいいのかについてですが、皆さん、どっちの意見がいいでしょうか。

1が一人一人やったほうがいい、2が一括でやったほうがいい、1か2かどちらがいいでしょうか。

1のほうの方は举手をお願いします。(沈黙) 2の全員をするという方は。(全員举手)

2の方が全員一致でございますので、全ての方を全体として審議をしていくという形でしたいと思いますので、よろしくお願いをします。

それでは名簿に従って②の資料に書いてございます、中山地区、○○○○さん、逢坂でございます。それから○○○さん、これも逢坂。それから○○○○さん、逢坂。それから○○○○さん、下中山。○○○○さん、上中山。それから名和地区にいきまして、○○○○さん、光徳。それから○○○さん、光徳。○○○○さん、御来屋。○○○○、名和。○○○○さん、庄内。それから大山地区に入ります。○○○○さん、所子。○○○○さん、大山。それから○○○さん、所子。○○○○さん、高麗。○○○さん、大山。というかたちで出ておりますが、これについて何かご意見がありましたら。

(異議なし、との声あり)

ないようでしたら、皆さんのお手をもって賛同していただければと思います。これについて賛成の方はお手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員一致で賛成になりましたので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、引き続き7のその他に入ります。(1)の「農地部会、農政部会の委員並びに部長・副部長の選出について」から(5)の「各地区代表者の選出について」までは、地区ごとに選出することになりますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 その他で、今、会長と職務代理さんが決定をいたしました。それ以外にも色々な役割分担を農業委員会の中ではしていただいております。そのあたりの役員さんの選出につきまして、ご説明をしたいと思います。

まず(1)番目の「農地部会、農政部会の委員並びに部長・副部長の選出について」ということでございますが、農業委員会では委員さんを農地部と農政部というのに分けております。この農業委員会法、これにおきましては、委員の意思決定機関というものは農政部会、農地部会というかたちで、この総会に代わって法定部会を設置することができるというふうになっておりますが、今まで本町が設置しております農地部会、農政部会につきましては、あくまでも任意の部会というものでございます。その法定部会につきましては、大きな市などが部会制をとつて、転用とかですね、農地の権利移動などを農地部だけで決定するというような手法もとられているところもございますが、小さな市町村におきましては、この総会が唯一、審議決定機関であるということでございます。従いまして、本町の委員会で設置しております部会につきましては、あくまでも任意組織だということでございます。なぜ、この部会制をとるかということでございますが、総会で一から審議するというのはですね、相当時間もかかったり、中々まとまり難いような事案がございます。そういうようなものにつきまして、事前に部会の中で検討していただいて、一定の方向性を出していただいて、それを部会の案として総会に諮るような形が今までとられております。そういうこともあるところから、委員さんを二つに分けて部会を作っているということでございます。従いまして、部会案がそのまま通るというようなものではありません。それぞれの部会が年に2回から3回程度、例年ございます。

今までの例でいきますと、会長と職務代理もそれぞれの部会の中に入っています。ということでございます。

部会員さんの選出方法につきましては、今までの例ということでご説明をいたしますが、まず会長と職務代理を除いた委員さんを二つに分けるということでございます。これは中山・名和・大山、この3地区毎に委員を半分に分けて各部に振り分けていただくというのが今までのやり方でございます。その半分に分けられた方が部員の互選によって部長と副部長を選出するというよう

手法が今まで採られております。これまで3年間の任期がございますが、その中でこの部会を前期と後期、1年半ずつ交代するというような形で部員をガラッと入れ替えるというような手法が今まで採られております。

ここからは事務局の提案でございますけども、まず部員の構成でございます。地区を中心とした色々な方々の意見が反映されるべきだというような考え方から、事務局といたしましては、今現在15名のうち会長と職務代理は別物という考え方ですので、13名を二つに分けるということが必要になりますが、事務局としては農地部を7名、7名の内訳は中山地区から2名、名和地区から2名、大山地区からは3名をお願いしたいという考え方でございます。それから農政部につきましては、残りの6名で組織をしていただいて、それぞれ3地区とも2名ずつというような考え方ではいかがかということでございます。それから部長と副部長の互選につきましては、そういうふうに地区毎に出していくだきますと、それ以外の部分も含めてですが、各地区毎に協議をいただくと。その時に記入用紙をお配りする予定です。その中でどちらかの部に記入をしていただいて、その中で各地区から部長候補者を1名あらかじめ決めていただきたいというふうに思います。3地区の役員候補者が協議して、部長と副部長を決定していただくと。部長・副部長それぞれ1名ですので、1名は役員漏れということにはなりますけども、そういう方法ではいかがかどのように考えております。

それから(2)番目の各地区の担い手育成担当の選出、これをお願いしたいというふうに思っております。これまでの農業委員会の中にはございませんでした。新たな役職として各地区に担い手育成担当者の選出をお願いしたいというござります。地域での人・農地プランの作成とかですね、先程のご挨拶の中でたくさんございました。担い手の育成が必要だというようなことが全国的に呼ばれております。この担い手の育成や農地中間管理事業を活用したような担い手への農地集積、こういうものを進めて担い手を育成するということが全国的な課題でもございますし、大山町にとっても大きな課題でございます。このために新規就農者への支援などを担当する担当者を是非定めていただきたい、担い手育成機構などとの連携を深めていきたいという考え方でございます。地区毎の役員を決定する際に併せてこの役職も決めていただきたいと思います。

それから(3)番目ですが、農業委員会だよりの編集委員の選出でございます。先程、顔写真を撮影させていただきました。毎年「農業委員会だより」年1回ですけども全戸配布をしております。委員さんが交代された時には、新しい委員さんを紹介することで顔写真付きで農業委員会だよりのほうで行っております。それ以外にも、色々な農業委員会の活動でありますとか、地域の農政の状況でありますとか、色々なことを記事にしていくわけですから、その農業委員会だよりを作り上げる編集委員さんというのを選出をいただきたいということでございます。事務局といたしましては、各地区から1名を選出していただき、それに会長と職務代理さんを加えて5名で組織をしたいと。

それから先程決まりました農地利用最適化推進委員さんの中からも3名の参加をお願いしたいというふうに考えております。計8名の編集委員会を組織したいということでございます。従いまして、ここでは各地区から1名ずつ編集委員さんを出していただいて、その3名の中から編集委員長さんと副委員長さんを選任いただくということでございます。

それから(4)番目ですが、農業者年金加入推進部長というのもこれまで決めております。これも農業者年金の加入推進というのも大事な農業委員会の職務の一つでございます。各地区に1名の部長を置いて、部長を中心に推進活動を行っていくということでございまして、年に1回から2回、県レベルでの研修会がございます。各地区から推進部長というかたちで、1名を選出していくべきだというところで、3名が同等の立場での地区部長ということでございます。代表者は特に定めないというかたちにしております。これも後程配ります役員さんの記入名簿のほうに各地区毎に記入していただきたいと思います。

それから最後になりますが、(5)各地区の代表者の選出ということで、これも是非お願いしたいと思います。これも今まで特に決めてはございませんでした。農業委員会の業務といいますのは、ずっと説明してきておりますように地区単位で協議するということがかなりございます。そのために、中山・名和・大山ですね、その地区の取りまとめ役的な立場として3地区を代表する担当者を決めておいていただきたいな、ということでございます。事務局といたしましては、会長と職務代理さんは、立場上、その出身地区をまとめる役割を担っていただきたいなというふうに考えております。兼務というようなかたちでお願いできたらと思っておりまして、従いまして、あと大山地区が残るわけですが、この後、部長・副部長を決めていただきますが、そういう役付きの方が大山地区から選出されれば、その方に是非、地区の取りまとめ役としての代表者ということでお願いしたいという考え方でございます。

以上、(1)から(5)までを説明させていただきました。

議長 今、事務局からですね、(1)から(5)までの説明をしていただきましたが、これにつきましては各地区に分かれて、そこから選出していただいてですね、決めて行くというかたちをとらないと全体でとおりませんので、農政部と農地部を協議のうえで代表者を決めていただくということですので、そういうことでいいかということで言われてますがどうでしょうか。

8番委員 はい。(挙手あり)

議長 8番さん。

8番委員 8番です。農地部と農政部というのはどういうことなのか、ちょっと役割つちゅうか、それをちょっと伺いたいですけど。

事務局 まず、農政部ですが、農業委員会はですね、地域の農業農政に意見をいうことができます。そういう部分をですね、こういう総会の中で何かしら町の方ですね、町長部局の方に農業委員会の意見を言うべきではないかというようなことが、仮にそういう方針が出た場合にですね、それではまず農政部の方

で案を検討して下さいとかですね、そういう場合に農政部としての意見をまとめたりして最終的にこの総会に諮って決定するというような、そういう部分がございます。今までの例ですと、TPP関係とかですね、この農業委員会の制度改革、この辺りについての協議とかですね、そういう部分でございます。

それから場合によっては6役会というのもあるわけですけども、会長と職務代理、それから農地・農政の部長・副部長の6役会で協議をする場合もございますが、そういう部分も含めて、あと1年間のですね、農業委員会の活動を総括して点検・評価するというようなことがございます。それから併せて次の年の活動計画を作るというようなこともあります。こういうものを農政部を中心に、あるいは6役会も交えて検討するというようなものが今までの役割でございました。

それから農地部につきましては、この後の合同会議のほうで説明しますが、農業委員さん、推進委員さんの大きな仕事として農地パトロールというのがございます。それから、そのパトロール結果について、農地の所有者さんに意向確認をするというような業務もございます。そういう主に農地についての農業委員会での業務の進め方とかですね、あるいは現地確認等も全員でやる場面もたくさんございますが、農地部に限って現地確認をしていただくような場面もございます。そういうような役割というふうにご理解いただけたらと思います。

議長 はい、8番さん。

8番委員 8番です。一番最初に言われたように1年半で交代すると言われましたが、これは農地と農政とを1年半で交代するということ。

議長 はい、そういうことです。

8番委員 18ヶ月で交代する。

議長 これまでと同じパターンですると、任期中に農政部ばっかりやつとったって農地部もやってみんと・・

8番委員 それをガラッと、全員が。

議長 全員が交代いたします。

8番委員 はい、すみません。まだ、二つあるんですけども、資料の⑩番⑫番ですが、今まで農業委員さんの数がようけおったですが、30人かな。この度は農地利用最適化推進委員というのが15名、農地利用最適化推進委員さんもこの中に入られるですか。それとも農業委員だけでやるんですか。

事務局 基本的にそういう部分も、この農業委員さんの中で協議をしていただくということなんですが、事務局の考え方としましては、ケースバイケースで入っていただく必要があるのかな、というふうには考えております。予定としましては、推進委員さんもですが各地区の代表者を選出いただくつもりでございます、午後からですけども。その役員さんを中心に部会とかですね、あるいは6役会等のほうに推進委員さんの意見も聞くべきではないかという判断になれば、お呼びして一緒に協議をするというような方法を事務局の案ですけども考えております。

- 議長 簡単にいうと、審議して多数決で意見を述べる場合には、この皆さんで審議をしていくと。農地で何かあった時にはその地区の人が参考人として、ここに出てきてもらってこれは農地として認めましょうとか、色々な時には出ていただくと。だけど、議決権はないということでこれまで理解をしておりまして、これまで色々と話をしとるですが、いいですかいな。
- 事務局 8番委員さんのおっしゃりたいのは、部会に関してですよね。
- 8番委員 そうです。
- 事務局 部会に対して、推進委員さんをどういう立場になるのかということですね。
- 8番委員 はい。
- 事務局 ですので、その辺は事務局もまだ悩んでいるといえば悩んどる部分でございます。推進委員さんも合わせてですね、30人を二つに分けてはどうかというようなご意見もあろうかと思います。そういう案も正直考えましたが、ただ、そうしますと農業委員さんと推進委員さんの役割が全く同じものになってしまふ。名前だけが違うということになつてしまふので、その辺りをあくまでも推進委員さんは現場中心で活動していただく委員さんだということでございますので、意見と一緒に協議する場面では意見を吸収しながら、部会の中でも推進委員さんの意見を反映しながら検討はしていくべきだというふうには考えておりますが、それを全員の委員さんを呼んで、部会で一緒に協議するかどうかということになると、先程言いましたように全く変わりがない、ただ、議決権だけがない、一番大事な議決権だけがないということで同じ仕事をすることが、果たしてどうなのかということ。それから現場が中心だということを考えて推進委員さんの中で役員を決めていただく役員さんあたりを中心に部会の中には参加いただこうかな、というような考え方でございます。
- 議長 新しく出来上がって、上から下りてきたもんで、こちらから審議してこうしましょうという部分ではハッキリしたのがないもんで、対等に報酬は出して、それで地域で対等に活動していただくということで、ただ、審議する場合も審議のところで議決権がないということで今までの審議の中で聞いておりますので、新たにどういうふうに審議していくかについては農政部の中でも十分これからの方針を本気で考えていかんと、今一方的に上から下りてきたもんばかりで、定かでないことはハッキリ言つときますが、そういう部分も見え隠れしている部分であるということですので皆さんで今後どう検討していくかについても課題となるんじゃないかと思っております。だけ、決め事がパッと決まってますというわけじゃないと。
- 8番委員 もう一回、意見ですけども。確かに制度が変わって役割分担っていうことに一応はなつるとは思うんですけども、最適化推進委員さんっていうのは、これからは審議に加わらないということだけで、そのメンバーがごつそり抜けてしまうと。少ないメンバーでそれぞれやらないけんってことですね。農業委員は大事な現地の方での活動は少ないかもしれないけども、それ以外のやつは増えるということで、今の事務局の話だと何かあった時にはその地区の推進委員

さんを呼んで一緒に話しを聞く、こういう形ってことですね。

事務局 議長。

議長 はい、はい。

事務局 事務局としての案ですけども、農地部・農政部の部会を開いた場合には、その3地区の代表者さんは必ずお呼びしたいなというふうには考えております。最終的には、それはあくまでも部会の案を作る段階での話です。それを総会に諮る時には、毎回、推進委員さんにも定例会のご案内をいたします。原則、出席をして下さい、というようなお願ひの仕方をしたいと思ってます。そういう中で、推進委員さんを、その部会の案とかをですね、そういう色んな農業委員さんが協議されることに対して、議長さえ認められれば意見を言うことはできます。その意見を反映して農業委員さんの方で最終決定いただくようなことはできるような形になってはおるということでございます。

議長 事務局からの説明でございましたが、実際的には30名近くおったものですが15名でやりなさい、という部分が多くなってきてると思います。その中で中心になっていただいて、推進委員も協力していくって同じように協議してもらうように指導していくという形でいかないかやいけないんじゃないかなということで、その辺について農政部とかの方ですね、ある程度は叩き台にしてですね、色々な意見を持ち上げて大山バージョンなら大山バージョン、国の政策ではありますけども、その中の対応の仕方を検討していけば、もう少しスマートにいくんじゃないかなとは思ってますけども。今、誰がどう言ったって何かよう解らん部分っちゅうのがたくさん見え隠れしとるっていうのが現状じゃないかなと思います。

事務局 議長、もう1回いいですか。

議長 はい。

事務局 他の市町村が農業委員さんと推進委員さんと、どういう考え方で農業委員会を運営していくか、まちまちです。先程、議長が言われるように形がないです。そういう中で色々と聞いてみると、推進委員さんも必ず定例会に呼んで意見を聞くというところと全く呼ばないというところもあるようです。それから部会辺りも部会を設置していないところもたくさんあります。今、事務局の方が提案しているのもあくまでも案でございまして、それが一番良いかどうかというのは始まってみないと分らないという部分もございます。一定の方向を出していくいただいて、それが変えれないということでもございませんので何ヶ月かやってみて、もうちょっと推進委員さんの意見を聞くべきだとか、あるいは全員が参加していただいても中々話がまとまらないので、もうちょっと減らすべきだとかですね、色々なことが今後想定されますんで、とりあえず一定の決め方をしていただいて、それで進めてから不都合な部分があれば変えていくということもできますので、どういう方法から出発するのかというのはこの場で決めていただきたいんですけども、そういうこともできますので、ここで大山町バージョンを、今現在想定される一番良い大山バージョンを作っていただけ

たらと思います。

(8番委員、挙手)

議長 はい、8番さん。

8番委員 その最適化推進委員さんの中での会議っていうのはあるですか。だけの会議は。

事務局 ご案内しますように、午後から合同会議っていうのを開きます。その中で、推進委員さんの役割とかですね、その役職を決めていただくようにはしておりますが、推進委員さんだけの会議っていうのは今のところは考えておりません。

議長 要するに召集権が、その中で推進委員だけが集まって、その中で親分とか会長があつて集めるっていうことが出来ないっていうか、運営の仕方も定かでないもんで、出来たら農地部長、農政部長を選んで、その中から審議をしていかないと今から決め事っていったって、決め事ができないっていうのが事実なんで、誰も分かんない部分からスタートするので、ちょっと途中から変化させていく部分があるんじゃないかなと思つりますんで、今全部質問して、今全部それができますか、って話はできんと思います。

8番委員 いや、そういうことじゃなくて。ちょっと中身が分からないもんでね、それを聞いただけの話で。要は良い具合でやっていかないといけんし、最適化推進委員さんの方も、横の繋がりがないということになるとね、ちょっと意欲とかそういうのに問題があるんで、さっき事務局長が言われたように、今スタートしたばかりなんで難しい面もあるし、解り難いところもあるし、各町それぞれのところでバラバラだという話も聞きましたんで、最低限その1年後には見直すっていうのもおかしいかもわかりませんけども、もうちょっと良い方向に持って行くような形で、そういうことを一つの議題として最初から考えておいてもらいたい。それを提案したいなと思います。

議長 お前らちは農業委員だからそっちがしつけや、わしらちは推進委員だから発言権がないって逃げられると困るという形で、これまで話し合ってきておりますんで、それについてもやっぱり十分これから審議していかないけんと思っております。

13番委員 議長。

議長 はい。

13番委員 13番です。推進委員っていう部分イコール農業委員さんもそこの役割を全て果たして、プラス農業委員さんはちょっと仕事が多いってやな雰囲気ってやな話はよくあるんですけども、いわゆる推進活動をするのは30名で、議決権がある農業委員さんだけで色々と決め事はして下さいよと、だけど活動は30名で皆が一緒になってやりましょうっていうのは、そういうスタンスで良いんであれば、原則出席ではなくて、出るなら出る、出ないなら出ない方が委員会に。横の繋がりとかもありましたけども、30名がそれなりの意思統一をせないけんということであれば、原則でなくて委員会には全員が出てもらうみたいな形の方がスッキリして。原則だったら出でもいいがな、ってなるとバラバ

ラになってしまふし、その中で議決権がないので中々こういった場で別の場所に座ってもらって委員会を開くのかってのもありますし、そのへんのところがちょっとイメージとしてはどうなんかなと。

議長 ちょっとイメージ的には議決権がないので、多数決の場合とか場所も何か妙なことになってくるし・・

事務局 議長。いいでしょうか。

議長 はい。

事務局 先程、13番委員さんがおっしゃったように国の立てつけは、大山町は別の手法ということになりますけども、国が今回の農業委員会法を改正して農業委員と推進委員さんという二つの大きな役職を作った意味合いは、推進委員さんはあくまで現場だけ、農業委員さんは現場はあまり出ない、もう審査だけみたいな、2つの役割にスパッと分かれております。国の法律の立てつけは。ただし、大山町の考え方ですね、前任の委員さん等で色々検討をいただきまして、現場を知らない農業委員なんていうのは有り得ないというような考え方から、農業委員さんにも現場活動はしていただくというような考え方で今の定数が決められております。具体的に言いますと、国の立てつけどおり行けば、農業委員さんは担当地区とか何とかを全然持たずに全部を推進委員さんにやっていただく、農地パトロールも推進委員さんに全部やってもらう。そのやってもらったことをまとめると、あるいは農政に対しての色々な意見も言うような役割というのが農業委員さんということになります。大山町におきましては、うちだけではないんですけども県下他の市町村も殆どそうなんですけども、農業委員さんにも今までどおり担当地区を担っていただいて、推進委員さんと全く同じ現場活動をしていただくというような形でずっと検討されて今の形になっております。そういたしますと、じゃあ推進委員さんと農業委員さんとどこが違うのかと元に戻ってしまうんですけども、それは言っても推進委員さんは現場活動が中心だということで、農業委員さんについては、議決権等で色々と審査をしていただいたら色々な農業に対する意見をまとめたり、そういう部分、ほんの少しの違いなんですけども、その違いを作つておかないと逆に推進委員さんのほうですね、農業委員さんと全く同じ仕事をするのに、自分達だけに議決権がないというようなことが生じる恐れがあるな、ということでどこの農業委員会も心配しております。ですので、他の農業委員会では推進委員さんの長とかですね、役職等は全く考えないというようなところもございます。そういう部分も含めて、色々な情報を入手しながら、大山町では先程から提案しておりますのは、全く推進委員さんの意見を吸い上げることがないというような方向はあっちゃいけんと思っておりますので、そういう部分である程度、推進委員さんの意見も反映するような形、それから、それはいっても全く仕事が同じようではいけないという部分とを考え合わせて、先程のような提案を探らせていただきたいなと思っておるところです。それから先程、13番委員さんからありましたような席順とかですね、っていう部分についても今の考え方は基本

的に定例会ではこの配置で、推進委員さんについてはその後ろ辺りに3列作って地区毎に並んでいただこうかな、というふうに考えております。同じ席ということになりますと、8月から議決をしていただく色んな案件がございます。その時に、逆に推進委員さんの方が自分は手を挙げれないというような感情を持たれてもどうかなと、一緒な横一列に並んでもなと。あるいは、色んな事を考えました。農業委員さんはこっち側とか、推進委員さんはあっちとか色々と考えましたが、意見は言えるのは言えますんで、推進委員さんは後列に控えていただいて、その意見を言っていただくという方法しかないのかなというふうには思っております。それからもう一つ、総会への出席ですけども、これは法的にはですね、義務化されどるのは農業委員さんだけなんですよ、定例会への出席に関しては。ですので、原則出席というような言い方しか出来ないのかなと。ただ、この場でですね、推進委員さんも必ず出席をしてもらうと、大山町ではこう決めましたということであれば、そういう手法は採れます。事務局としてはですね、原則出席という言い方をするべきかな、と思っておりますが、欠席届は農業委員さんと同じようにいただこうかな、というふうには思っております。微妙な言い回しにはなるんですけども。

議長

ちょっとな、事務局が喋っとるんだけど、皆さんで本当に協議をしてですね、これが良いのかどうなかつていうのを、事務局が全てではないと思っております私は。大山バージョンを作っていくのに、叩き台として事務局が協議していただくというかたちで・・

事務局

そうです。事務局案ということですので。

議長

案でございますので、それに従えという意味ではないと思いますので、とりあえずはやって動きながら、不都合な部分もいっぱい出てくるんじやあないかなということなんで、あくまでも30人で見ておったものが15人で面倒見なさいよということは、広い範囲で見れないと、荒廃地とか色んな問題が、それをやはり一緒になってやっていくつちゅうのは目が届く範囲になってくるんじやないかと思ってますので、持分はきちんとしておくべきじゃないかなと思っておりますので、これをずっと審議しますと運営方法だけで済んでしまいますので、とりあえず役職を決めていただいて、その中から色んな意見を持ち上げていただくという形で、農政部があつたり農地部があるわけですから、そこから立ち上げていただきますようによろしくお願ひいたします。いいでしょうか。

(はい、との声あり)

そういうことで各地区から分かれていただいてですね、農地部と農政部に分かれていますかといふ形で一応名前を挙げていただきますように、よろしくお願いします。

事務局

議長、すみません。いいですか。

議長

はい。

事務局

各地区に分かれていただく前に、全体で協議いただることがまだあります

で、それを先に協議いただいてから各地区にということはどうでしょうか。

議長 何をせないけんかいな。

事務局 6番以降です。

議長 6番か。

事務局 6番と7番。

議長 なら、6番7番の農業委員会の開催日等について、事務局の案を出していただけますか。

事務局 そうしますと時間がないので手短に。6番と7番について、今までがどうだったかということで報告させていただいてご協議いただければというふうに思います。まず、開催日ですけども、毎月定例会は10日を基準日と今までさせていただけております。平日の10日ということで、休日等があればその前後にしたり、会長の都合が悪ければ1日2日はズれるということですが、基準日は10日ということで今まで行われております。これは、それ以上後半にもつていくことができないということになっております、事務的に。農業会議に対して、色々なうちの農業委員会で決定した色々なことを20日前後までに色々な手続きをとる必要がありますので、これは10日前後ということでお願ひしたいと考えております。それから場所につきましては、今まで3年任期を1年交代で、中山ですと中山支所の横の改善センター、名和ですと、ここ、それから大山ですと大山支所ということで1年交代で会場を変えておりました。これを今回なんとか3年間、1会場でお願い出来ないかなというのが事務局の提案でございます。色々な事がございますが、大きくは合併当時から1年毎に会場を各地区で持ち回りで変えていくという方法が採られておりますが、合併してもう12年を経過いたしました。可能ならば、事務局がございます中山支所の隣の改善センター、ここで固定していただければというふうに考えております。というのが、この福祉センターあたりが非常に利用頻度が高くて、中々会場が取れないということも一つございますし、それから総会の議題の中で色々な資料を求められた場合に、中々対応出来ないということがございますので、事務局に近い改善センターに固定していただければというふうに思います。但し、今まででは1年交代で3地区が持ち回ったということでございます。それから時間でございますが、今まででは午後3時からという開催時間でございました。だいたいが2時間程度、5時を過ぎる場合もございますが、毎月の定例会は集合いたします。その午前中には、その午後から開かれます定例会での審議案件の現地確認が必要な案件が必ず出てきますので、午前中には当番制で委員さんに現地確認をしていただく必要がございますが、この委員さんが午前中に現地確認をしていただいて、午後から開かれる定例会の中で現地確認状況を説明していただいて、その後で審議決定をしていただくというような流れを今までとっています。従いまして、仮にですけども午前中から総会を開くということになれば、現地確認の日程をまた別の日に、先に行う必要があるということでございます。今までの進め方と事務局の提案をさせていただきました。以上

です。

議長

場所が変わっただけですね、改善センターで希望されるとという形で、資料も集めやすいし何かあった時には対応しやすいということなんですが、あと、日程については10日、申請する具合のあれがありますので、10日前後に会議はするということで、それで、3時でいいでないかと、現地確認は午前中はどうしてもせないけませんので、現地確認は午前中に回るという形でこれまでどおりで、変わるのが今の持ち回りにするのか、中山1本でいくのか、そのへんだけが問題になりますがどうですかね。

14番委員 大山地区が遠くなるかもしれませんですが、道もようなつとけ協力していただいて。

議長

協力してもらって、「ええわいや。」って言いなればそれまでだし、「いや、これまでどおり順番で回って行かないけん。」だとか。まあ、順番でっていうのも、後から飲み会があって、ヘンなこと言つたらいけんけど、飲み会するのに使わんと怒られますということで、前は名和ですとやつとったら、△△△ばかり使うなとかいう話になつたり色んなことがありますんで、順番で飲み会も検討してくれというようなことがあつたりで、まあ、これは裏話ですけども。

13番委員 13番、いいですか。

議長

はい。

13番委員 私はやっぱし、事務局がある所、その支所で開催するのが一番良いと思います。ただ、会議は必ずそこでないといけんちゅうわけではないので、空いてなかつたら別の場所でせないけんこともありますし、基本は事務局がある中山支所でやっていただきて、飲み会で大山で飲まないけんかつたら大山に移動すればいいじゃないですか。

議長

そのような意見もございますが。

13番委員 固定化する必要はないと思いますけども。要は事務局が選んだところ、順番制でどうのこうのとは言わない。

議長

そういう意見もございますが。

13番委員 はい、賛成です。

8番委員 8番です。場所については事務局どおりで良いと思いますけども、時間についてですね、ちょっとお尋ねしたいですけども、午前中何時間くらいかかるって、例えば9時から11時まで2時間くらいかかるって、ちょっと間を開けといて、その間に何かせないけんことがあって3時から開催ということであればしょうがないんですけど、出来れば昼からの例えば1時からやって、その流れでってかたちでは無理なんでしょうか。

議長

事務局。

事務局

議長。

議長

はい。

事務局

ええとですね、毎月の議案の件数によって、午前中がどれだけかかるかというのが変わってきます。今までだと、午前9時に3名の委員さんに集まって

いただいて、町内をずっと回られます。早ければ10時過ぎに終わる場合もありますし、12時を越える場合もあります。1時前くらいまで掛かったこともあります。そういうのは、まあ、滅多にないということですが。なので、中山支所の改善センターに固定されるということであれば、1時からの開会というのは特段、事務局としては不都合はないとは思いますが。3時からというのがですねずっと慣例になってきておりまして、正直、事務局も3時という設定が、何故3時なのかという理由はあまり承知していないというのが状況です。

8番委員 いや、意味が違う、意味が違う。

(13番委員、挙手)

議長 13番さん。

13番委員 時間は、召集されるのは会長が招集されるので、1時半でも3時でも良いわけですけども、それこそケースバイケースで良いと思うんですけども、懇親会する日であれば午後3時からのほうが都合が良い場合もあるでしょうし、恐らく3時になったのは、農業委員さんも勤めの方が何人かおられて会社を休むのに中途半端になるので、1時からやって3時に終わって、ならまた仕事に行くかっていうよりは3時からだいたい2時間程度で終わってるので、休むのが2時間で済むだとかってなことがあって、3時になったってはちょっと聞いたです。

議長 これまでが仕事が勤め人とかがあったりですね、3時からやったほうが良いというようなことがあって、慣例とかでなしに、皆さんで都合が良い出やすい時間は何時だろうかということで決まったはずですんで。

8番委員 僕が言ったのは意味が違う。現地確認というのは3人だけでいいんですか。全員じゃなくて。

議長 全員じゃないです、3人です。その地区の担当の所の人が。

8番委員 同じ人が3人ですか。

事務局 議長、よろしいでしょうか。

議長 はい。

事務局 当番制で3人ということです。

8番委員 それをずっとやらないけんかったら、午後1時からして圧縮してやってほしいと思ったんで。

議長 そりや、絶対無理です。

8番委員 だけん、解りました。

議長 それは無理です。

なら、場所は中山の改善センターでやるということと、10日前後で考えるということと、開催時間は3時ということと、現地確認は9時から当番制でやっていくということでええでしょうかいな。

10番委員 会長。

議長 はい。

10番委員 その場所の話ですけどね、交代でやってもらえんでしょうかね。端から端

までえらいわ。これまでどおり、1年交代で下さい。

議長 まあ、事務局が資料に本当に困つたのか、ほどほどでいいのかってのがありますけど。

事務局 この中で決めていただいたら、事務局はそれに従います。

議長 なら、多数決にしましょうか。審議するでなしに多数決でいきたいと思いまして、これまでどおり1年ごとにするのがいいのか、1番は。それか2番にしますのは、中山1本でいくのがいいのかってかたちで、初めに協議するのは、中山からスタートして1年ごとにするのがいいのかということで、1番が良い方は挙手をお願いします。

(挙手、5人)

それから中山で定着してやった方が良い人は手を挙げて下さい。

(挙手、9人)

一方的に中山ですると、多数決で決まりましたので。

13番委員 但しね、先程も言いましたように場合によっては・・

議長 それはいいけ。場合によっては検討しますけ。とりあえず、多数決でございますので、中山でいくということで決まりましたので、よろしくお願ひします。

(はい、との声あり)

それでは次回の農業委員会の日程でございますが、8月10日の木曜日でスタートしたいと思いますが、いいでしょうか。

(はい、との声あり)

次の会合は8月10日、木曜日ということでよろしくお願ひします。

(9番委員、挙手)

議長 9番さん。

9番委員 開催時間は3時っていうのはもう決まったんですか。

議長 まあ、それでないと中々難しいなということなので、それが一番いいでないかと。皆さんが「1時からしてごせ」って言いならええが。午前中に現場がよけ出たら、1時過ぎてもやらないけんって場合が有り得るんであれば、3時からだったら無難であるということです。

(2番委員、挙手)

議長 はい。

2番委員 2番ですけど。もし出来れば、1時から2時から3時からくらいで多数決で決めていただけたら。私もちょっと3時からよりは1時とか早い時間のほうが好ましいです、私個人の意見ですけども。

(9番委員、挙手)

9番委員 それこそ現地確認の都合で3時くらいからじゃないとえらいってことだったら、現地確認が多いって解つた時は3時にして、原則1時って決めて、多い時は3時はずらす、現地確認が1時までに十分に終わるって時は、原則どおり1時みたいな、その月の状況によって時間の原則だけ決めといいて、後は調整出来るやあにっていう格好はどうでしょう。

議長 出来たらそういう調節は難しいと思いますので、3時なら3時、1時なら1時っていうほうが。

(14番委員、挙手)

議長 14番さん。

14番委員 担当者はやっぱしね、うちらちは遠いところから山行って、現地確認が済んで帰ってご飯食べて1時はちょっと無理です、担当した場合。

9番委員 案件が多い時じゃなくても通常でも。

14番委員 通常くらいでも1時はえらい。

議長 結構、大山町なんかは旧3町村歩きますと、結構上の方まで走って上がりります。現地確認は結構時間が掛かる。見るのは時間が短いかもしれんけども、移動が時間がかかります。

事務局 議長、いいでしょうか。

議長 はい。

事務局 毎月の総会の一番最後に、今日のように来月の開催日を決めていただきます。一月前に予定をしていただくということで、それに向けて事務局は色々な準備をしていくんですけども、その翌月の議案がどれだけのボリュームがあるかというの、その時点では把握できないもんでして、現地確認がどれくらいかかるかというのは前月にはちょっと想定できないという事情もございます。

議長 それと簡単に済むばかりじゃなしに、初めの頃は研修会もしますので、新しい人もいますので、定例会が済んだ後にですね、研修会をするということもございますし、各部の活動もある場合もありますので、定かでない部分もございますので1時からやって3時には終わりますって話ではないんで、あんまり変動制ということより決めといつてですね、初めは解らんことが多いので研修会をするというかたちで事務局がやりますので、そういうことでいいですか。

(11番委員、挙手)

11番委員 あのね、今聞いてると何のために出て来られたですか、皆さん。今回の場合はね、自分で立候補っちゃうか出てきてるわけでしょ。自分が出たいって言って、殆ど。だから、こういう会議は出来たら1日潰されるのは当たり前の話で、自分の都合でね、どうにもならんような事なら解るんですけどね。何か聞いてると時間が何だって。僕の考えは出てきた限りはね、その日は10日って決められて出れんかったら出れんでそれで仕方ないですが、欠席すればいいことで。それ以外で1時だ3時だなんていうことは協議する以前の話じゃないかと思いますが。認識がちょっとおかしいような気がする。

議長 意見として聞いておきます。

事務局 2番委員さんから、時間を決めて採決したほうがという意見が。

2番委員 ああでも、14番さんの意見を聞いて取り下げる。いいです。

議長 なかつたら今の原案どおりの形でようございますか。

(はい、との声多数)

はい、そういうことで進めます。これについて全体で決めるものは以上です

ので、各地区に分かれてもらって農地部・農政部、各地区から選出していただいて、全体で決まった中から農政部の部長・副部長を作っていただく形でお願いします。会議を休憩しますので、また再開しますので各地区に分かれて協議をお願いいたします。

(会議中断、協議中)

議長 再開いたします。

事務局 農地部の部員さんとして、中山地区の7番委員さん、それから1番委員さん、それから名和地区からは8番さん、それから3番さん、それから大山地区からは3名です。12番委員さん、5番委員さん、10番委員さんで、この農地部の中から部長と副部長をこの後選出いただく必要がございます。部長候補者が中山地区の7番さん、それから名和地区では3番さん、今日はご欠席です。それから大山地区では10番さんです。ですので、7番さんと10番さんとで、お二方で部長・副部長を協議いただきたいと思います。

それから農政部につきましては、部員さんが中山地区、11番さん、それから13番さん。それから名和地区からは2番さん、6番さん。大山地区からは4番さん、ご欠席です。それから9番さん、ということで役員候補者は中山地区は13番さん、それから名和地区からは6番さん、大山地区は4番さんですが、ご欠席です。6番さんと13番さんで部長、副部長を決めていただきたいと思います。それから農業委員会だよりの編集委員さんですが、中山地区は13番さんです。それから名和地区が3番さん。それから大山地区が5番さんです。この中で編集委員長と副委員長を決めていただきたいですが、3番さんと5番さんが欠席です。交流会には4番さん以外は出席ということですので、その時にでも決めていただければ結構です。

それから年金の加入推進部長さんです。中山地区からは1番さん、名和地区では2番さん、大山地区は12番さんということで、これはそれぞれが各地区的部長さんということで、3人が同等な立場ということです。それから、担い手育成担当さんにつきましては、中山地区が11番さん、それから名和地区が8番さん、大山地区が9番さんということでございます。このへんの名簿につきましては、改めて一覧表にして後日お配りをする予定ですが、部長・副部長についての選出をお願いしたいと思います。それが終われば終了ということになります。

議長 なら、ちょっと農地部と農政部に分かれて役員さんだけで決めていただきたいと思います。農地部との農政部に分かれて、部長・副部長さんを決めて下さい。

(協議中)

事務局 決まりましたか。農地部が部長さんが7番さん、副部長は10番さん。

13番委員 農政部は欠席裁判、部長、4番さん、副部長が6番さん。

- 事務局 はい。
- 13番委員 広報は私1人しかおらんので、3番さんが広報委員長。決まったって言って下さい。
- 事務局 はい。副は。
- 議長 広報部の副を決めてもらいたいだけどな。
- 13番委員 副は5番さん。
- 事務局 はい。もう一つ、地区代表については、名和地区は会長さんということでおろしいでしょうか。色んなことを、地区の中で取りまとめをしてもらうような。中山地区は14番さん、ということでおろしいでしょうか。
- 14番委員 はい。
- 事務局 大山につきましては、部長・副部長が決まりましたが、4番さんが農政部長でございます。基本4役の中から取りまとめ役をお願いできたらと思いますが、10番さん、副部長さんですが。
- 議長 なら、10番さんってことで。
- 事務局 いいですか。
- 議長 要するに農地部と農政部を合わせて協力してもらわなければいけんのです。
- 事務局 じゃあ、10番さんということで、地区代表はお願いをいたします。
- 事務局は午前中のぶんとして、予定しとったのは以上です。
- 議長 いいですか。
- (はい、との声あり)
- 昼になりましたけ。ギリギリですがな、ほんに。
- なら以上で協議事項はいいですか。
- 事務局 閉会で。
- 議長 以上をもちましてですね、だいたい決め事が午前中の部が済みましたので閉会したいと思います。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

江原 宏昭

議事録署名委員

遠藤 幸子

：備考

上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。